

第 20 回 定例農業委員会総会議事録（第 25 期）

1 日 時 令和 7 年 2 月 25 日（火） 8 時 58 分～10 時 02 分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（10 名出席）

①久保 秀幸 ③高原 熊夫 ④矢槌 学 ⑥牛堀 佐喜子
⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢 ⑨尻無濱 俊幸 ⑩中野 和徳
⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（7 名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○石原 岩雄
○尾上 進 ○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

②樫八重 玲子 ⑤白濱 和利

5 議事日程

諮問第 3 号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
諮問第 4 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について
議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 8 号 非農地判断について
議案第 9 号 農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局	事務局長	下脇 一博
	管理係長	平瀬 修治
	主 査	岩崎 展幸
	主 任	川畑 幸博
○農政林務課	主 査	高口 良輔
	主 事	谷川 侑紀

議長 （田嶋 輝男）

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は 10 名であります。
農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、総会が成立しているこ
とを御報告いたします。

それでは、ただいまから第 20 回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 1、議事録署名委員の指名であります。議長において、9 番 尻無濱
俊幸 委員、10 番 中野 和徳 委員を指名いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、第 20 回定例農業委員会総会は、本日の 1 日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成
しましたので、御了承願います。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 3、諸報告であります。1 月 27 日に鹿児島市農業委員会の委員等の皆様
が研修のため、阿久根市を訪問されましたので、私と農政林務課及び事務局の職員
で対応いたしました。

次に、1 月 30 日から 31 日にかけて、福岡県朝倉市農業委員会などを対象とした
阿久根市農業委員会視察研修を実施いたしました。

次に、2 月 3 日から 4 日にかけて、福岡県みやま市農業委員会、長崎県大村市農
業委員会を対象とした北薩地区農業委員会連絡協議会先進地視察研修が実施され、
私と事務局長で参加しましたが、大雪の影響で、2 日目の大村市での視察研修等は、
中止となりました。

次に、2 月 10 日にホテルキングで開催されました J A 鹿児島いずみ農政協議会に
私が出席いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 4、諮問第 3 号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題とい
たします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 （谷川 侑紀）

諮問第3号につきまして、説明いたします。

今回、更新8件の農業経営改善計画の認定申請があり、第三者機関意見聴取のため、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

また、去る2月4日に関係機関・団体により農業経営改善計画について審査を行い、認定することは適当であるという意見に達したところです。

それでは、内容について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「地域は農地中間管理事業を締結した地域でもあるが、高齢化の影響もあり、水田の耕作依頼による受託も多い。農業委員会へ依頼し、地域の水田も維持しながら、主力の水稲は主食用米と新規需要米（加工用）を加え安定生産に努める。」となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「現在、施設園芸及び露地園芸を主体に取り組んでいるが、畑の周囲に住宅が多く、薬剤散布がやりにくい状況にあるため、畑地を変更するなどして作業の効率化を進めたい。また、目標年度までに制度資金等を活用し、トラクターを1台導入する。」となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「園芸品目を中心に生産を維持しつつ、水稲については徐々に規模縮小しながら、適正規模での安定生産を進める。」となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「春作のトンネルカボチャを主体に、トンネルメロンと普通期水稲を組み合わせ、増収と品質向上に努める。」となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「主力の紅甘夏については、老木による収量低下が見られることから、改植を計画的に行いながら、安定生産を目指す。また、目標年度までに制度資金等を活用し、トラクターを1台導入する。」となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「株式会社 〇〇〇」です。

生産方式の合理化に関する事項については、「今後、事業を退き、未活用となっ

ている養鶏施設を購入し、規模拡大を進め、生産性向上と経営安定に努める。」となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「施設野菜を中心に露地野菜と甘藷を組み合わせた体系を維持する。また、後継者もできたことから、面積拡大も視野に入れ、作業の役割分担も行いながら、経営安定を進めるとともに、目標年度までに制度資金等を活用し、トラクターを1台導入する。」となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「土づくりを徹底し、品質と増収対策を進める。」となっています。

以上で説明を終わります。

よろしくお願い致します。

議長 （田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、諮問第3号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第5、諮問第4号 農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

議長 （田嶋 輝男）

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課（高口 良輔）

諮問第4号農用地利用集積等促進計画（案）について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聴くこととなっておりますので諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和7年5月1日貸付開始分の申請であり、3月14日までに鹿児島県地域振興公社へ提出を予定しています。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地の筆数が24筆、面積21,603㎡となっております。

農地の所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

資料の右端に記載している利用権設定等を受ける耕作者は7名であり、認定農業者が5名、地域の中心的な担い手が2名となっております。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いします。

議長（田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、諮問第4号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

日程第6、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

それでは、議案第6号について御説明いたします。

議案書の4ページから5ページを御覧ください。

今月の農地法第3条の申請は、売買による所有権移転が4件、使用貸借権の設定が2件の合計6件です。

整理番号1について説明します。

なお、整理番号1から3の地図につきましては、別添資料1ページにまとめてあります。

申請地は、脇本〇〇番の畑で、面積は721㎡です。

借人は「〇〇 〇〇」さんで、貸人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、経営拡大をしたい借人と使用貸借権の設定をするものです。

取得後は、露地野菜を栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

整理番号2について説明します。

申請地は、脇本〇〇番の畑で、面積は490㎡です。

借人は「〇〇 〇〇」さんで、貸人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、経営拡大をしたい借人と使用貸借権の設定をするものです。

取得後は、露地野菜を栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

整理番号3について説明します。

申請地は、脇本〇〇番の畑で、面積は1,066㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が市外居住者であり、農業ができないことから、農地を譲り受けるものです。

取得後は、そら豆等を栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

整理番号4について、地図は別添資料2ページです。

申請地は、多田〇〇番の田で、面積は960㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、経営規模拡大のため、農地を譲り受けるものです。

取得後は、水稻を栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

整理番号5について、地図は別添資料3ページです。

申請地は、赤瀬川〇〇番の畑で、面積は117㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人の要望により、農地を譲り受けるものです。

申請地が譲受人の自宅の隣であり、取得後は、申請地で露地野菜を栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

整理番号6について、地図は別添資料4ページです。

申請地は、波留〇〇番で登記地目は田となっていますが、現況は畑で面積は 832 m²と西目〇〇番の畑で、面積は 206 m²の 2 筆の合計面積が 1,038 m²です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が農業廃止に伴い、農地を譲り受けるものです。

取得後は、土地を埋め立て後に、ぼんたんを栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

つきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

6 番 牛堀 佐喜子 委員

委員 (牛堀 佐喜子)

議案第 6 号に係る調査は、2 月 10 日に 7 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

いずれの申請人も、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 7、議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

議案第 7 号について、御説明いたします。

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 3 件です。

それでは、整理番号 1 の案件を御説明いたします。

議案書は 7 ページ、地図は 5 ページ及び 6 ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から北約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当します。

申請譲受人は、協本に住所があります「〇〇 〇〇」さんと「〇〇 〇〇」さんです。

申請譲受人は、現在、住んでいる住居が手狭になったため、申請地を譲り受け、隣接する協本〇〇番の山林で 320 ㎡と一体利用し、住宅を建設するため申請されました。

申請地は整地され、住宅が建築されます。

申請地の雨水排水ですが、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号 2 の案件を御説明いたします。

地図は 7 ページ及び 8 ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から南約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

用途地域の種類は、第一種住居地域になります。

なお、平成 22 年 5 月の第 23 回総会において、潟土地区画整理事業区画内の転用に係る現地調査については、宅地化を目的とした区域であることから、委員の現地調査は行わないとの決議に基づき現地調査を省略し、当日、事務局の方で説明を行いました。

譲受人は、本市、塩鶴町に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地に一般住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝

へ流水されます。

続きまして、整理番号3の案件を御説明いたします。

地図は9ページ及び10ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、本市、折口に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

申請譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を譲り受け、住宅を建設するため申請されました。

申請地の面積は581㎡で、一般住宅の面積500㎡を超過していますが、このことについて申請譲受人から、「申請地の東側に空き家が建っており、ブロック塀等が崩れてくる可能性があるため、宅地部分として利用できる転用面積が500㎡以下になる。」との理由書が提出されております。

申請地は整地され、住宅が建築されます。

申請地の雨水排水ですが、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

7番 園田 勇一 委員

委員 （園田 勇一）

議案第7号に係る調査は、2月10日に6番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

それでは、整理番号1と3の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、土留め工事やブロック壁などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、調査結果は許可相当であります。

報告は以上です。

議長 （田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第8、議案第8号　非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　（岩崎　展幸）

議案第8号、非農地判断について御説明します。

議案書は8ページから20ページになります。

今月の非農地証明願については、議案書は10ページから11ページになります。

件数は5件で、田3筆1,380㎡、畑9筆3,889㎡、合計12筆5,269㎡であります。

現地確認については、2月3日にそれぞれの担当区の推進委員と事務局で行いました。

現場については、雑木等が繁茂しており、山林・原野状態であり、また、転用地になっている所も、転用後20年以上経過しており、非農地となっていることを確認しました。

次に、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について御説明します。

議案書は12ページから20ページになります。

今月、非農地判断しました場所は、農用地区域内農地が、田3筆3,282㎡、畑32筆30,644㎡、農用地区域外農地が、田18筆14,342㎡、畑237筆145,155㎡、合計290筆193,423㎡です。

確認につきましては、2月12日と13日に、農業委員2名と推進委員1名と事務局で行いました。

いずれも雑木等が繁茂しており、山林・原野状態であることを確認し、農地として利用する利益に乏しいことから、非農地と判断しました。

なお、農用地区域内の農地につきましては、農地からは外れますが、農振法まで

は外れませんので、建物を建てる場合などは、除外申請が必要になります。
以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）
事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
異議なしと認めます。
よって、議案第8号については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）
日程第9、議案第9号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。
ただし、「〇〇 〇〇」委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 （川畑 幸博）
それでは、議案第9号、令和7年農用地利用集積計画書第2号について、説明させていただきます。
なお、本計画書の公告年月日は、令和7年2月28日となります。
まず、計画書の1ページになりますが、所有権移転に関して記載しております。
整理番号1の譲受人は、下村区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は脇本浜区の「〇〇 〇〇」さんで、畑1筆97㎡を露地野菜の耕作を目的として、売買による所有権移転となっております。
次に、2番と3番の譲受人は、いずれも山下馬場区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さんで、2番の譲渡人は鹿児島市在住の「〇〇 〇〇」さんで、田1筆514㎡を、3番の譲渡人は、潟区の「〇〇 〇〇」さんで、田1筆735㎡をいずれも水稻の耕作を目的として、贈与による所有権移転となっております。
以上が所有権移転分で、4番は議事参与案件となりますので、後程説明させてい

ただきます。

次に、2 ページになります。

利用権の設定に関する総括表となっております。

今回の案件は、8 件でいずれも再設定となっており、設定の期間は3 年間で3 件、5 年間で5 件となっております。

また、面積については、田が6 筆の 5,931 m²、畑が9 筆の 7,862 m²で計 15 筆、13,793 m²の利用権設定となります。

次に、内訳を3 ページから4 ページに記載しておりますので、それぞれ説明させていただきます。

整理番号1 の借人は、戸区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、貸人は鹿児島市在住の「〇〇 〇〇」さんで、田3 筆 1,447 m²を年間 7,000 円の賃借料で、3 年間の賃借権設定となっております。

次に、2 番の借人は、宮原区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、貸人は鹿児島市在住の「〇〇 〇〇」さんで、田1 筆 2,716 m²を年間 25,000 円の賃借料で、3 年間の賃借権設定となっております。

次に、3 番の借人は、槇之浦東区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、貸人は浦区の「〇〇 〇〇」さんで、畑2 筆 2,122 m²を年間 10,000 円の賃借料で、3 年間の賃借権設定となっております。

次に、4 番と5 番の借人は、いずれも槇之浦東区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、貸人はいずれも古里区の「〇〇 〇〇」さんで、4 番は田2 筆 1,768 m²を年間 3 俵の賃借料で、5 番は畑2 筆 1,544 m²を無償の使用貸借権で、いずれも5 年間の利用権設定となっております。

次に、4 ページになりますが、6 番と7 番の借人は、いずれも瀬之浦上区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、6 番の貸人は瀬之浦下区の「〇〇 〇〇」さんで、畑2 筆 2,738 m²を、7 番の貸人は横浜市在住の「〇〇 〇〇」さんで、畑1 筆 824 m²を、いずれも年間 10a あたり 5 千円の賃借料で、5 年間の賃借権設定となっております。

次に、8 番の借人は、認定農業者の「株式会社 〇〇〇」、貸人は瀬之浦上区の「〇〇 〇〇」さんで、畑2 筆 634 m²を5 年間の使用貸借権設定となっております。

以上、所有権移転で議事参与案件を除く3 件、利用権設定8 件について説明させていただきました。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 (田嶋 輝男)

ひとつ確認ですが、農地バンクへの切り替えは、なかったのですか。

事務局 （川畑 幸博）

今回は、すべてにおいて再設定の案件でありました。

また、うち3件については、契約期間を3年で希望されたこともあり、農地バンクを利用した設定は5年以上となっていることから、基盤法での設定となりました。

残りの案件についても、借人、貸人の希望によるものでありました。

議長 （田嶋 輝男）

分かりました。

他に質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

次に、議事参与分審議いたしますので、「〇〇 〇〇」委員は、退席を願います。

議長 （田嶋 輝男）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 （川畑 幸博）

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

資料は、1ページの4番となり、所有権移転分であります。

譲受人は、横手区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人も同じく横手区の「〇〇 〇〇」さんで、田1筆 1,191 m²、畑2筆 1,250 m²、計3筆 2,441 m²を、露地野菜及び水稻の耕作を目的とし、贈与による親子間での所有権移転となっております。

以上、議事参与に係る所有権移転1件を説明させていただきました。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 （田嶋 輝男）

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。先月の総会で審議しました令和7年度阿久根市農作業賃金等標準額について、事務局から協議の申し出がありますので、これを許可します。

事務局の説明を求めます。

事務局 （川畑 幸博）

前回、お示ししました標準額表の『保有籾乾燥料』の欄について、修正をしたいと考えておりますので、確認をお願いします。

資料の1ページに修正後のものを、2ページに修正前のものを掲載してあります。

また、3ページには、JA鹿児島いずみから情報提供をいただきました『出水地区籾摺り取扱料金表』を掲載してあります。

今回の修正については、提供いただいた資料に基づき、保有籾乾燥料を記載し、備考欄にも提供元の記載を明確に行おうとするものであります。

ただし、この乾燥料については、令和6年度のものであり、次回の令和7年10月頃に行われる籾乾燥料の金額は、今年の9月頃に改定を見込んでいるとのことであります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

総会を一時中断し、協議会に移行します。

～ 協 議 会 ～

議長 (田嶋 輝男)

総会を再開します。

委員の皆様から、他に御意見、御質問はございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

御意見、御質問はないものと判断します。

先月の総会で、機械作業のうち乾燥調製については、農協に合わせる形で表記することに決定したところでありましたが、今回の事務局の申し出のとおりで承認することよろしいですか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議がございませんので、標準額の乾燥調製に関する記載は、今回、事務局から申し出のとおり、一部を変更して記載することといたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

それでは、以上をもちまして、第 20 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 10 時 02 分

議事録署名日 令和 7 年 3 月 25 日

農 業 委 員 会 会 長 ____田嶋 輝男____

議 事 録 署 名 人 ____夙無濱 俊幸____

議 事 録 署 名 人 ____中野 和徳____

書 記 ____下脇 一博____